

建設業者の皆様へ

福山市建設局建設管理部技術検査課
福山市上下水道局経営管理部技術管理課

コンクリートブロック積（空積）擁壁における
壁体重量検査の簡素化について（お知らせ）

コンクリートブロック積（空積）の製品選定に当たっては、設計図書で定める壁体重量を満足する製品より選択し、事前に監督員が所定の壁体重量を満足することを立会等により確認する必要がありますが、今後は、壁体重量を満足することが他の工事の実績により確認できる場合に限り、立会等を省略することが出来ることとします。

1 概要

監督員は、受注者から発議された別紙「壁体重量検査実績報告書」（以下「報告書」という。）を承諾することで、立会等による壁体重量検査を省略出来ることとします。

2 書類確認方法

監督職員は、受注者から発議された報告書について、次の条件を全て満たすことを確認します。

- (1) 報告書の「コンクリートブロック仕様」と当該工事で使用するコンクリートブロックの仕様が同一であること。
- (2) 報告書の「中詰材仕様」と当該工事で使用する中詰材の仕様が同一であること。
- (3) 報告書の工事が福山市発注工事であること。
- (4) 発議のあった日が、壁体重量検査の確認日から1年以内であること。
- (5) 壁体重量の実測値が設計値以上であること及び確認日が写真等により確認出来ること。

3 特記仕様書記載例

特記仕様書には、次のとおり記載することを標準とします。

コンクリートブロック積（空積）

- 1 受注者は、この工事に使用するコンクリートブロック積（空積）の製品選定においては、次に示す条件を満足する製品より選択し、その外観及び品質規格証明書等により事前に監督員の承諾を得ること。

(選定条件)

- ・壁体重量：○○t/m²以上
- ・設計流速：△△m/s
- ・明 度：6以下
- ・自然環境：◇◇に○○の製品

- 2 壁体重量の確認は、当該工事で使用するコンクリートブロック及び中詰材と同じ組み合わせにより施工した実績がある場合は、「壁体重量検査実績報告書」により監督員の承諾を得て省略することができる。ただし、施工実績として認められるものは、福山市発注の工事で、発議の日より前1年以内に確認したものに限る。

4 留意事項

- (1) 当該工事で使用する製品の外観検査及び品質規格証明書等は実績資料により代えることは出来ないため、受注者は最新のものにより承諾を受けてください。
- (2) 当該工事の受注者と報告書の受注者が同一である必要はありません。

5 適用期間

2019年(令和元年)10月1日以降に起案する工事から適用します。